

## 臓器移植意思表示カード記載方法

※ 1. 2. 3. いずれかの番号を○で囲んでください。  
(×をつけた臓器は提供しません)

1. 私は、**脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも**、**移植の為に臓器を提供します。**  
【心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球】

2. 私は、**心臓が停止した死後に限り**、**移植の為に臓器を提供します。**  
【腎臓・膵臓・眼球】

3. 私は臓器を提供しません。

【特記欄: \_\_\_\_\_】

署名年月日: \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日

本人署名(自筆): \_\_\_\_\_

家族署名(自筆): \_\_\_\_\_

- ① 自分の意思に合う番号**1. 2. 3.**のいずれかに○をしてください。
- ② 脳死下及び心停止後に臓器を提供してもいいと思われる方は、1に○をしてください。
- ③ 脳死下での臓器提供はしたくないが、心停止後は臓器を提供してもいいと思われる方は、2に○をしてください。  
(この場合、法律に基づく脳死判定を受けることはありません。)
- ④ 臓器を提供したくないと思われる方は、3に○をしてください。
- ③ 1か2に○をした方で、皮膚、心臓弁、血管、骨などの組織も提供してもいいと思われる方は、特記欄に「皮膚」「心臓弁」「血管」「骨」あるいは「すべて」とご記入することができます。
- ④ 本人の署名及び署名年月日を記入してください。  
可能であれば、この意思表示カードを持っていることを知っている家族が、そのことの確認の為に署名してください。

※ 親族への優先提供をお考えの方は、以下をお読みください。

親族優先の意思表示については、(社)日本臓器移植ネットワークのホームページからの登録を推奨しております。

- 親族への優先提供が行われる場合
  - I ご本人(15歳以上の方)が臓器を提供する意思表示に併せて、親族への優先提供の意思表示を書面により表示している。
  - II 臓器提供の際、親族(配偶者※1、子ども※2、父母※2)が移植希望者登録をしている。
  - III 医学的な条件(適合条件)を満たしている。  
※1 婚姻届を届出している方に限ります。  
※2 養子及び養父母については、民法上の特別養子縁組によるものに限ります。

- 親族への優先提供が行われる場合の留意事項
  - I 医学的な条件などにより移植の対象となる親族がない場合は、親族以外の方への移植が行われます。
  - II 優先提供する親族の方を指定(名前を記載)した場合は、その方を含めた親族全体への優先提供意思として取り扱います。
  - III 「○○さんだけにしか提供したくない」という提供先を限定する意思表示があった場合には、親族の方も含め、臓器提供が行われません。
  - IV 親族提供を目的とした自殺を防ぐため、自殺した方からの親族への優先提供は行われません。

上記について、ご理解された方で、優先提供の意思表示をされたい方は、特記欄に「親族優先」と自筆でご記入することができます。

### ○ 臓器移植意思表示カード記載例

心停止後に臓器以外の臓器と組織を提供してもいいと思っている。また、親族優先提供の意思も持っている場合。

※ 1. 2. 3. いずれかの番号を○で囲んでください。  
(×をつけた臓器は提供しません)

1. 私は、**脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも**、**移植の為に臓器を提供します。**  
【心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球】

② 私は、**心臓が停止した死後に限り**、**移植の為に臓器を提供します。**  
【腎臓・膵臓・眼球】

3. 私は臓器を提供しません。

【特記欄: **すべての臓器 親族優先** \_\_\_\_\_】

署名年月日: 平成22年 3月 8日

本人署名(自筆): 厚生 太郎

家族署名(自筆): 厚生 花子

## 臓器移植に関するお問い合わせ先

臓器移植

検索

ホームページ <http://www.jotnw.or.jp>

モバイルサイト <http://www.jotnw.or.jp/m>



2006.7

■ その他臓器移植に関するご質問お問合せは

T 105-0001 東京都港区虎ノ門1-5-16 晩鐘ビル3階

(社)日本臓器移植ネットワーク ☎0120-78-1069

<携帯電話からは> TEL: 03-3502-2071 FAX: 03-3502-2072

### 臓器移植に関するQ&A

- Q1. 臓器は誰でも提供できるの? 年齢の上限はあるの?
- A. カードやシールに意思を記入することには、年齢の上限はありません。高齢の方でも病気で薬を飲んでいる場合でもどなたでも記入いただけます。家族の同意があれば、脳死でも心臓が停止した死後でも臓器の提供が可能です。
- Q2. 提供後のからだはどうなりますか?
- A. 入院している病院で、数時間(3~5時間)の摘出手術をした後にご家族の元に戻ります。臓器を抽出するための傷ができますが、きれいに縫い合わせて、清潔なガーゼをあて、外から見ても傷がわからないようにします。また眼球提供の際は、義眼を入れます。
- Q3. 提供する時に費用の負担や謝礼はありますか?
- A. 臓器提供者の側には提供に関する費用は一切かかりません。また、あくまでも善意に基づく無償の提供ですので、葬儀の費用や謝礼は出ません。
- Q4. 現在意思表示カードを所持しています。臓器提供意思登録サイトにも登録が必要ですか?
- A. 意思表示カードを所持している方も、ぜひ登録して下さい。インターネットで意思を登録すると、ID入り登録カードが発行され、臓器提供の際に、本人の意思より確実に確認することができます。※複数のカードがあった場合、署名年月日の新しいものが有効となります。